

国際線「燃油特別付加運賃」(燃油サーチャージ)の改定を申請

ANAグループは、2006年8月31日(木)、国際線における「燃油特別付加運賃」(いわゆる「燃油サーチャージ」)の運賃額改定を国土交通省に申請いたしました。

当社グループでは、従来より人件費構造改革・事業構造改革をはじめとした様々な費用削減努力や増収努力を行ってまいりました。しかし、昨今の長期的な燃油価格高騰は想定をはるかに上回り、企業努力ではまかないきれない状況となっております。

こうした状況を踏まえ、国際線ご利用のお客様に更なるご負担をお願いせざるを得ないと判断し、燃油特別付加運賃額の改定を行うことといたしました。何卒、ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

「燃油特別付加運賃」額改定の概要

1. 適用開始 : 2006年10月15日(日) 航空券発券分より

2. 運賃額 : 次の運賃を日本発の国際線区間に適用(1旅客1区間片道当たり)

路線	現行	改定後
日本 = 欧州・北米・中東	8,000 円	13,600 円
日本 = ハワイ	8,000 円	10,000 円
日本 = タイ・シンガポール・マレーシア	6,500 円	10,000 円
日本 = 台湾・グアム・ベトナム	3,900 円	6,000 円
日本 = 香港	1,800 円	6,000 円
日本 = 中国	3,000 円	4,800 円
日本 = 韓国	1,300 円	2,000 円

3. 改定(廃止)条件:(1)シンガポール・ケロリンの市況価格が30営業日連続して1バレル当たり80米ドルを下回った場合に本運賃を値下げし、以降市況価格が30営業日連続して5ドル下がるごとに運賃額を変更いたします。*詳細は別紙参照

(2)シンガポール・ケロリンの市況価格が30営業日連続して1バレル当たり40米ドルを下回った場合、本運賃は廃止いたします。

4. 運賃適用条件:

- (1) ご利用運賃に本運賃を加算いたします。各種割引運賃をご利用の場合、本運賃は割引対象外となります。(小幼児のお客様、無償特典航空券等をご利用のお客様も同額となります。)
- (2) 航空券ご購入後の払戻しの際、本運賃には取消手数料・払戻手数料は適用されません。全額払戻しいたします。
- (3) 関係国政府の認可条件によって、運賃額が変更となる場合があります。

以上

< 別紙 >

* シンガポールケロシンの市況価格が30営業日連続して下記表の基準金額を下回った場合、下記表の運賃額を上限に関係国政府に運賃額の変更を認可申請いたします。

シンガポールケロシン市況 価格の基準価格	30 営業日連続 で 80 米ドルを 下回った場合	30 営業日連続 で 75 米ドルを 下回った場合	30 営業日連続 で 70 米ドルを 下回った場合	30 営業日連続 で 65 米ドルを 下回った場合	30 営業日連続 で 60 米ドルを 下回った場合	30 営業日連続 で 50 米ドルを 下回った場合
日本=欧州・北米・中東	13,000 円	11,800 円	10,000 円	7,800 円	5,100 円	1,000 円
日本 = ハワイ・タイ ・シンガポール・マレーシア	8,900 円	7,800 円	6,700 円	5,600 円	3,400 円	1,000 円
日本 = 香港・ベトナム ・グアム・台湾	5,400 円	4,700 円	4,000 円	3,300 円	1,900 円	500 円
日本 = 中国	4,300 円	3,700 円	3,000 円	2,600 円	1,500 円	400 円
日本 = 韓国	1,800 円	1,500 円	1,300 円	1,100 円	600 円	100 円